株式会社　トマト銀行　御中

取引目的等に関する申告書（個人のお客さま用）

犯罪収益移転防止法の改正により、平成 28 年 10 月 1 日から、これまでの氏名、住居および生年月日、取引を行う目的やご職業に加えて、お客さまが外国の重要地位にある方かの確認が必要となりました。つきましては、次の該当項目を太線枠内にご記入の上、ご提出ください。

日付	年　　月　　日

取引名義人	

● 該当する取引目的に☑してください。その他および該当項目がない場合は、その内容をご記入ください。

	取引の種類	目的
取引目的	預金等の契約の申込み	□１生計費決済　□２事業費決済　□３給与受取／年金受取 □４貯蓄／資産運用　□５融資　□６外国為替取引 □７その他（　　）
	大口現金取引（為替取引）	□１商品・サービス代金　□２投資／貸付／借入返済　□３生活費 □４その他（　　）
	上記以外	

● 該当する職業に☑してください。その他および該当項目がない場合は、その内容をご記入ください。

職業	□１会社員／団体職員　□２会社役員／団体役員　□３公務員　□４個人事業主／自営業 □５パート／アルバイト／派遣社員／契約社員　□６主婦　□７学生 □８退職された方／無職の方　□９その他（　　）

● 下記の定義を確認の上、「外国の重要地位にある方」か否か☑してください。

「外国の重要地位にある方」に該当しますか？	□　該当しない。 □　該当する。

「外国の重要な地位にある方」とは、次の方が該当します。

① 外国の元首

② 外国において下記の職にある方

- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

③ 過去に①又は②であった方

④ ①～③の親族の方（配偶者（事実婚含む。）、父母、子、兄弟姉妹、ならびにこれらの方以外の配偶者の父母および子）

【銀行使用欄】

店番		顧客番号	

検印	記録作成者	確認者
社員番号		

（2016.10 改定）